

競技規則違反の処罰

「堺サッカー連盟規約第 21 条より」

処罰は理事会の決議により加盟登録団体または個人の除名、あるいは競技出場停止を命ずることができる。

(警告・退場)

警告・退場は主審の判断によるが、大会期間中に警告を 2 回受けた選手は次の 1 試合に出場できない。退場を命じられた選手は次の 1 試合に出場できない。

一発退場の場合は内容により、1 試合以上の出場停止を科す。その処置については規律委員会で裁定をくだす。

ラフプレー（警告）を繰り返す選手およびチームに対しては、規律委員会が事情を把握し、内容により処罰を決め、理事会に諮りペナルティ（除名を含む）の裁定をくだす。

(審判)

審判はチーム割当てとする。日本サッカー協会審判ライセンス保有者または堺サッカー連盟審判講習会終了者が必ず行うこと。審判服も必ず着用すること。また、副審は正規のフラッグを使用すること。なお、警告・退場をさせた時は、必ず状況およびチーム名・選手名を試合報告書に記載すること。

グラウンド整備等の指導および確認。

グラウンドに設置している試合報告書にサインし事務局への送封。

試合会場でのトラブルの処理および報告。

遵守しなかった場合、また、中途半端な判定をする審判には、当事者およびチームに対して警告する。繰り返した場合は、理事会にてペナルティの裁定をくだす。

(ユニフォーム)

(1) 色違いのユニフォームを必ず 2 種類用意すること。

(2) パンツ・ストッキングについて、チーム統一すること。

(3) レガースは必ず着用し、違反者は出場できない。

試合開始時、ユニフォームによるトラブルを招いたチームは、一度目は警告を与えるが、二度目については理事会に諮り、連盟より除名または降格を勧告する。

(メンバー表の提出)

試合開始前に、主審へメンバー表および選手証を提出すること。

メンバー表に記載のない選手や選手証のない選手は試合に出場できない。また二重登録および未登録選手を出場させたチームについては、理事会にてペナルティ(除名を含む)の裁定をください。

(グラウンドの整備等)

第1試合の両チームは、試合開始時刻までにグラウンドを整備し、最終試合の両チームは、グラウンドを整理すること。

遵守しなかった場合は、理事会にてペナルティの裁定をください。

(グラウンド・コンディション可否の照会)

試合開始2時間前に、当該チームの代表者1名が必ず事務局の携帯電話(090-3353-0196)に照会し、確認すること。

(棄権試合)

やむを得ず棄権をする場合は、必ず2日前までに事務局および対戦チームに連絡をすること。なお、審判についてはチーム割り当てなので、必ず用意すること。

1チームの棄権試合が年度内に2回を超えた場合は、理事会に諮り、当該チームに連盟より除名または降格を勧告する。
審判派遣を怠った場合も同じ取り扱いとする。

(試合会場)

- (1) 試合会場にて発生したゴミ・空缶・ペットボトル等は、各チームの責任にて持ちかえること。
- (2) 試合会場では、全ての場所を禁煙とする。
- (3) 各チームは、試合会場への駐車台数を減らすよう工夫すること。マイカーの駐車は所定場所以外、特に近隣の方に迷惑になるような場所へは厳禁。

以上の違反を繰り返すチームに対しては、理事会にてペナルティ(除名を含む)の裁定をください。

ペナルティはポイント制とし、個人またはチームに与える。

通常のペナルティ裁定は全て1ポイントとする。

1チーム(個人分を含む)が10ポイントになると除名または降格とする。

3年間は積み重ねていく。(3年後には0となる)